

## 様式第3号(第9条関係)

## 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	みよし市民憲章推進会議		
開 催 日 時	令和元年 7月 29日 (月曜日) 午前 10時から午前 10時 40分まで		
開 催 場 所	みよし市役所 3階 研修室4		
出 席 者	<p>(委員)            原口百合子、塚崎睦美、古田章、安藤和雄、鳥羽富士夫、            野村浩、佐野鎮代、清田由雅、富永涼輔、吉田増美、            原田美代子</p> <p>(事務局)            野々山市民協働部長、深谷協働推進課長、水野協働推進課副主幹、            海田女性活動推進員            (計 15名)</p> <p>傍聴者 0名            欠席者 4名</p>		
次回開催予定期	—		
問合せ先	協働推進課 担当者名 海田 電話番号 0561-32-8025 ファックス番号 0561-76-5702 メールアドレス kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <input checked="" type="checkbox"/>議事録全文</li> <li>• <input type="checkbox"/>議事録要約</li> </ul>	要約した理由	—
審議経過	<p>&lt;内容&gt;            あいさつ</p> <p>&lt;議題&gt;</p> <p>(1) 平成30年度事業実績及び令和元年度事業について            (2) 令和2年度事業計画(案)について</p>		

会議録		
開会	深谷課長	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、只今より令和元年度みよし市民憲章推進会議を開催いたします。</p> <p>最初に礼の交換を行います。</p> <p>皆さまご起立ください。</p> <p>一同礼</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは、市民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の発声は、協働推進課副主幹水野が行います。</p> <p>市民憲章は、本日の資料の裏表紙に掲載させていただきましたのでご覧ください。</p> <p>発声者が市民憲章の前文を朗読した後、「ひとつ」と言いましたら、本文を声高らかにご唱和をお願いいたします。</p>
市民憲章 唱和	水野副主幹	<p>それでは市民憲章のご唱和をお願いします。</p> <p>市民憲章唱和</p>
	深谷課長	<p>ありがとうございました。ご着席ください。</p>
あいさつ	野々山部長	<p>それでは、ここで市民協働部長の野々山がごあいさつ申しあげます。</p> <p>本日は、公私ともにお忙しい中、みよし市民憲章推進会議にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>私、この4月より市民協働部長を務めさせていただいております野々山と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>みよし市民憲章は、美しい自然と郷土を愛し保全すること、自らの教養を高めること、次の世代を担う子どもたちを育むこと、互いに助け合える心と心のふれあいを大切にすることを通して、秩序ある社会を目指すべく三好町民のあるべき像を表現したものとして、昭和50年3月17日に三好町民憲章として制定されました。平成22年の市制施行時に、「みよし市民憲章」として受け継ぎ、現在に至るものであります。</p> <p>本日の「みよし市民憲章推進会議」におきましては、市民憲章に謳われている住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な取組事項につきまして、議員の皆様のご意見やご助言をいただき開催させていただくものでございます。</p> <p>詳細につきましては、後ほど担当の者より説明させていただきます。議員の皆様におかれましては、市民憲章の趣旨をご理解いただいたうえで、ふさわしい事業が今後も展開できますよう、それぞれのお立場での貴重なご意見を頂戴いただきますことをお願いしまして、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
	深谷課長	<p>本日の会議になります前に、本日ご都合により欠席されております委員の方々が見えますので、お名前を申し上げます。区長会代表の石原正裕委員、商工会代表の加藤民子委員、環境美化推進協議会代表の柴本信之委員、緑と花の推進委員会代表の久野泰弘委員、以上4名の委員の方々からご欠席のご連絡を頂いておりますので、ご報告させていただきます。</p>

	<p>水野副主幹</p> <p>議事（1） 平成30年度事業実績及び令和元年度事業について</p>	<p>それではみよし市民憲章推進会議に関する要綱について、事務局よりご説明申し上げます。</p> <p>それでは、資料の2ページと3ページをご覧ください。</p> <p>本会議は、みよし市民憲章推進会議に関する要綱に基づき開催するものでございます。</p> <p>第1条は目的について定めておりまして、市民憲章の周知啓発を図るためにこの会議を開催するということを規定しております。</p> <p>続きまして第2条意見を求める事項として、会議において市民憲章に謳われています住民自治及び市民の参画と協働の精神を推進するために必要な事項について意見又は助言を求めると規定しております。</p> <p>第3条は出席者の規定となっております。第1号から12号まで12団体代表の方の出席と、第13号はその他市長が必要と認める者と規定しております。本年度につきましては、12団体の方々にご出席いただいております。</p> <p>第4条では会議の運営を、第5条では庶務は市民憲章担当推進課において処理すると規定しております。</p> <p>第6条は委任ということで、ここで規定するもののほか、会議に関して必要な事項は、市長が定めるとこの会議の運営等について定めております。</p> <p>以上が要綱の説明となります。</p> <p>それではさっそく議題に入ってまいりますが、本日の会議の進行については、事務局にて進めさせていただきたいと思いますので宜しくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に基づき議事に入ります。</p> <p>最初に議事の1項目目、「平成30年度事業実績及び令和元年度事業」につきまして、事務局より説明を申し上げます。</p> <p>なおご質問等につきましては、全ての説明が終了した後に一括して承りますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは1項目の、「平成30年度事業実績と令和元年度事業について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>まず（1）平成30年度事業実績についてご説明をさせていただきます。</p> <p>市民憲章の推進事業としまして、封筒、回覧版、クリアファイル等に市民憲章を印刷及び配布し、市民憲章の普及、啓発を行いました。詳細につきましては表のとおりになります。</p> <p>1つ目、市封筒（角形2号）へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>2つ目、各行政区回覧板、回覧板は希望する各行政区に配布しておりますが、その回覧板の裏面に市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>3つ目、小学3年生と中学2年生へ、委員の皆様のお手元にも配らせていただいております啓発用市民憲章クリアファイルを配布しました。小中学生の目に留まるように、ふるさとみよしを愛していただきますよう配布させていただいております。</p> <p>合わせまして、4つ目、本市へ転入された全世帯の方にクリアファイルを配布し啓発いたしました。</p> <p>5つ目、こちらは30年度のみの特別事業となりますが、企画政策課で実施しておりますシティプロモーション事業の啓発物、お手元に配布させ</p>
	<p>深谷課長</p> <p>水野副主幹</p>	<p>それではさっそく議題に入ってまいりますが、本日の会議の進行については、事務局にて進めさせていただきたいと思いますので宜しくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第に基づき議事に入ります。</p> <p>最初に議事の1項目目、「平成30年度事業実績及び令和元年度事業」につきまして、事務局より説明を申し上げます。</p> <p>なおご質問等につきましては、全ての説明が終了した後に一括して承りますので、ご承知おきくださいますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは1項目の、「平成30年度事業実績と令和元年度事業について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>まず（1）平成30年度事業実績についてご説明をさせていただきます。</p> <p>市民憲章の推進事業としまして、封筒、回覧版、クリアファイル等に市民憲章を印刷及び配布し、市民憲章の普及、啓発を行いました。詳細につきましては表のとおりになります。</p> <p>1つ目、市封筒（角形2号）へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>2つ目、各行政区回覧板、回覧板は希望する各行政区に配布しておりますが、その回覧板の裏面に市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やしました。</p> <p>3つ目、小学3年生と中学2年生へ、委員の皆様のお手元にも配らせていただいております啓発用市民憲章クリアファイルを配布しました。小中学生の目に留まるように、ふるさとみよしを愛していただきますよう配布させていただいております。</p> <p>合わせまして、4つ目、本市へ転入された全世帯の方にクリアファイルを配布し啓発いたしました。</p> <p>5つ目、こちらは30年度のみの特別事業となりますが、企画政策課で実施しておりますシティプロモーション事業の啓発物、お手元に配布させ</p>

		<p>ていただきましたこの下敷きの裏面に市民憲章を印刷し、小学校全児童に配布いたしました。</p> <p>以上が平成30年度の実績です。実績数としましては、右の欄に記載した通りとなってます。</p> <p>続きまして（2）の令和元年度事業についてご説明をさせていただきます。令和元年度も平成30年度同様、市封筒（角形2号）や行政区回覧版の裏面へ市民憲章を印刷し、市民の目にふれる機会を増やすことを目指しております。</p> <p>その他、小学3年生と中学2年生へ啓発用クリアファイルを配布します。合わせて転入者全世帯にも啓発用クリアファイルを配布し、市民憲章の啓発に努めてまいります。</p> <p>もう1つ記載がありませんが、今年度市制施行10周年記念の事業として、自治基本条例の啓発パンフレットを作成する予定です。そちらにも市民憲章を掲載し啓発していく予定です。</p> <p>以上で平成30年度事業実績及び令和元年度事業についての説明とさせていただきます。</p>
議事（2） 令和2年度事業計画（案）について	深谷課長 水野副主幹	<p>それでは続きまして、議事2項目目、「令和2年度事業計画（案）」について、事務局より説明させていただきます。</p> <p>資料5ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度事業計画（案）について説明いたします。</p> <p>（1）事業趣旨としましては、住民自治及び市民の参画と協働の精神がうたわれている市民憲章を、まちづくり事業の様々な機会において市民に広く周知していきたいと考えております。</p> <p>（2）市民憲章の認知度を上げるために、啓発事業を行います。</p> <p>（3）令和2年度事業計画（案）として、次の4点を掲げさせていただいております。</p> <p>1点目、市封筒への市民憲章の印刷、2点目、回覧板への市民憲章の印刷、3点目、啓発用クリアファイルの作成配布、4点目、転入者全世帯への啓発用クリアファイルの配布となっております。以上4つを計画しております。</p> <p>以上を提案させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
	深谷課長 清田委員	<p>以上で全ての説明が終了いたしました。ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>一生懸命取り組んでみえると思いますが、ちょっと生の声が聞きたいと思います。いろいろなところに啓発されているのですが、実際に市民憲章を覚えたり、暗唱して言えたり、理解したりしているのでしょうか。もし関心がないとしたら、どうして関心がないのかなどアンケートを取って聞くと、ある程度対策が立てられるのではないかと思います。こういった生の声が聞きたいというのが1つと、もう1つは、みよし市だけではなく他の市町にも同じように町民・市民憲章があると思いますが、他の市町ではどういう展開をしているのでしょうか。</p>
	深谷課長	<p>ただ今のご質問ご意見についてですが、現状市の方で行っている事業としましては、啓発をしているだけということになります。確かに市民憲章を市民の皆さんの中で暗唱できる方だとかその主旨について詳しく言うことができるという方は非常に希だと思います。ただ市民憲章の主旨とい</p>

	<p>うものが以前からあります、それをまず啓発しながら皆さんにこういう市民憲章というものがありますということをお知らせをした上で、少しずつ主旨が浸透していくべきかなと思います。ただおっしゃる通り、それが広がっていかないというのも事実です。</p> <p>先ほど水野のほうから申し上げましたが、今年度市制施行10周年記念事業の一環で自治基本条例を改めてPRするのに合わせて、市民憲章のPRも同じパンフレットの中でやっていこうと考えております。そしてその中に、例年行っています市民憲章を印刷して配るというだけでなく、市民憲章の主旨いわゆる解説をしたようなものも掲載していきたいと考えております。それをどうやって使っていくのかについてはこれから話になるかと思います。具体的には年が明けてから市制施行10周年ということになりますので、今年度の末あたりでパンフレットを印刷していく予定であります。来年度各世帯にお配りするこのパンフレットを使って、小学生または中学生に何らかのPRができないのかなあということは考えていいかと思っております。</p> <p>市民の皆様の生の声については、やはりおっしゃられたようにアンケートということも1つ考えられるかと思います。市として毎年行政評価の関係でアンケートをとっていますが、この市民憲章に関するアンケート項目というのはなかったと記憶しております。ここについても機を見て、市民憲章についてもアンケート項目に入れていければと思いますので、これから調整をさせていただきたいと思います。</p> <p>また、他市町の展開ということでございますが、詳細に承知しているわけではありませんが、どこもこういう啓発活動にとどまっているところが多いというふうには聞いております。もちろん市町によってやり方は違ひ、力を入れているところもあるかもしれません。せっかくお話をいただきましたので、調査の上参考にできるところは参考にしながら啓発に努めていきたいと思います。</p>
鳥羽委員	すみません。今のに合わせて市民憲章に書いてあることは大変立派なことでなるほどと思うのですが、全然心に沁みこんできません。何故かなと考えましたところ、これをみよし市がやっている理由がわからないのです。市民憲章の解説書とか、市民憲章ができるいきさつを書いたものとかはないのでしょうか。
深谷課長	この市民憲章ができたのが、最初に部長が申し上げたとおり昭和50年です。当時のいきさつについて私ども担当の中でも理由を明確に承知しているわけではありません。今回市民憲章の主旨などを書いていくには当然必要になっていくかと思いますので、そのへんの書類を探しいろいろ調べた上でPRのパンフレットを作っていきたいと思います。
鳥羽委員	ぜひお願いします。
深谷課長	その他いかがでしょうか。
塙崎委員	みよし市民憲章の文言は本当に素晴らしいと思います。これをみんなが集まった時に唱和とか現在されているんでしょうか。例えば敬老会とか子ども会とか。
深谷課長	私ども区長会の担当もありますので、区長会の際には必ず冒頭で唱和させていただいております。その際各区長さん方に、行政区のいろいろなイベント、会議等ありますので、その際できるだけ市民憲章の唱和をして

		いただきたいというお願いをさせていただいておりますが、実際どういう風に唱和していただいているかまでは現状つかんでおりません。
	塙崎委員	この啓発物もいいですが、やはり言葉にして口から表さないと流れていってしまうと思います。そういう場をたくさんもつと良と思います。
	深谷課長	ありがとうございます。
	佐野委員	<p>みよし市文化協会の佐野です。私どもも4月5月と総会資料の裏に市民憲章をつけるようになりました。唱和をする時間まではとっていませんが、文化協会では700ぐらい団体がありますので、その方たちに1人でも多く啓発したいと思っております。唱和することが1番いいと思いますので、例えば総会が終わって1、2分時間を見る等、各団体が集まった時に唱和する機会を持つことが啓発につながると思います。</p> <p>また、生涯学習でサンライブには多くの方が出入りされますので、どこかに啓発物を置くことも考えてもいいのかなと思います。</p>
	深谷課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今日お集まりの皆様におかれましては、可能であればぜひ会議ですとか会合の際に市民憲章の唱和、唱和まで難しいということであれば佐野委員がおっしゃったように資料の裏表紙等に市民憲章を印刷していただく等していただければと思います。</p> <p>また、サンライブに市民憲章の掲示は多分してないと思います。</p> <p>こういったことも含めまして、少なくともまず市のいろいろな部局が会議で可能であれば市民憲章の唱和をする、それから各施設でも市民憲章の掲示ができるようであれば掲示していくよう調整をしていきたいと思います。</p>
	佐野委員	ただ、せっかく掲示していただいても皆さんが素通りしてしまうことのないよう、目に留まるよう考えていただきたいと思います。
	原田委員	いきいきクラブですが、いきいきクラブでは会議の前とかには必ず市民憲章の唱和を行っています。ですので年間にすると相当の数唱和しております。
	古田委員	さきほど小学校3年生と中学2年生にクリアファイルを配布するということでしたが、新しく小学生になる子、または小学生から中学生になる子は、こういった下敷きを使います。絵もかわいいので女の子にも男の子にも目を引くと思います。この裏に市民憲章が書いてあるということは、使いながら市民憲章を見るので自然に意識付けができると思います。その時は何も感じないかも知れませんが、見ているうちにこういう市民憲章があるということがわかってくると思います。こういった意識付けを児童にするということは、将来的にもいいと思います。これはシティプロモーション事業で配ったということですが、機会あるごとにこういったものを配って興味を引くといいと思います。
	深谷課長	<p>ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。</p> <p>先ほど説明させていただきましたが、現在毎年小学校3年生と中学校2年生にクリアファイルを渡しております。確かに下敷きというのも有効な手段なのかなと思います。そうすると、おっしゃったように小学校1年生ですとか中学校1年生のタイミングでお渡しするのがベストなのではない</p>

		かとも思いますので、今やっていることも考慮し検討を重ね考えていかなければと思います。ありがとうございました。
野村委員		今おっしゃられたように、小さい頃にすりこみでこういったことを定着させることは効果があると思います。私はみよし市民ではなく知立市民ですが、小さい頃知立市の歴史を学ぶ時間が確かありました。ですので下敷きの配布ですか、憲章を校内のいろんなところに貼っていただくとか、あるいは年に1度でもいいのでHRのような時間にどうやってこの市民憲章が生まれたのかといった背景を学んでいただくとかがいいと思います。特に小学生にすりこみをするのが1番効果があると思いますので、ご検討いただきたいと思います。
深谷課長		ありがとうございます。できるだけ検討させていただきます。その他いかがでしょうか。
富永委員		<p>昨年私がこの場に出席させていただいた際、この市民憲章を総会等で唱和していただきたいということを言いましたが、とりあえず実践されているところも増えてきているのかなと思います。</p> <p>今回この資料をいただきまして、事務所の者と話をしました。</p> <p>回覧板もそうですが、会議の資料も裏表紙に市民憲章が印刷されています。しかし、回覧板を見るとき普通裏はあまり見ません。実際は開けたところを見ます。ですのでそのへんのことも考えると、印刷の仕方を少し変えてみたほうがいいのではないかという意見がありました。要するに、回覧板で言えば下敷きに印刷されているくらいのサイズの市民憲章を回覧板の表に入れるというのはどうでしょうか。または、回覧板を開いた時の左側は目に付くので、そこ市民憲章を印刷するのはどうでしょうか。考えていただけたらと思います。</p>
深谷課長		ありがとうございます。表紙のデザインを変更して市民憲章を表紙に印刷できればベストですし、それが難しいということであれば少し小さくなりますが裏側に印刷することも可能かと思います。そういうことも含めまして、今の裏表紙ではなくてどこがいいかということを来年度以降になってくるかと思いますが、検討させていただきたいと思います。
富永委員		こういう室内で会議を行うときは裏表紙でいいと思います。しかし、いつも配られるものだとやっぱり目に付くほうがいいのではないかと思います。
深谷課長		表でもこのくらいの大きさだと大丈夫ですので、検討させてください。ありがとうございました。
吉田委員		先ほど出たクリアファイルを配布する対象の児童生徒の件に戻りますが、小学校低学年は社会科ではなく生活科を学習します。1年生の1番最初の生活科の学習では、学校探検といって校長室や職員室等学校の中をぐるぐる回って探検します。それから、近くの自然を探検しとだんだんと活動範囲を広げていきます。1、2年生の生活科で身近な学習を終えた後、3年生では社会科で「私たちの住む町」の勉強をします。クリアファイルを配布する対象が3年生とここに挙げてあるのは、このみよし市民憲章が学習の中で生きてくるからだと思います。これを早く渡してしまうとボロボロになってしまうことを考えると、学習との兼ね合いがある3年生になるのかなと思いました。

	深谷課長	<p>ありがとうございます。多分そういう意図があるかと思います。 先ほど別でご意見いただきました下敷きを配るのであれば、配るタイミング等もあるかと思いますので、そのへんのところは学校教育の方とも相談させていただきながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。</p> <p>その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
閉会	深谷課長	<p>以上ご質問ご意見等ないようですので、議事を終了させていただきます。</p> <p>皆様から頂きました貴重なご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は活発なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。 以上で令和元年度みよし市民憲章推進会議を終了いたします。</p> <p>皆さま、ご起立ください。一同礼。</p>